

沖縄県警察安全学習支援隊運用要綱の制定について

発出年月日：平成19.3.28

文書番号：沖例規少2

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成29.3 沖例規務 6

第1 趣旨

この要綱は、沖縄県警察安全学習支援隊(以下「安全学習支援隊」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 安全学習支援隊の設置

小学校、中学校、高等学校及び専門学校(以下「学校等」という。)の児童・生徒の非行防止、健全育成等に資するため、生活安全部少年課少年サポートセンターに安全学習支援隊を置く。

第3 安全学習支援隊の任務等

1 安全学習支援隊の任務

安全学習支援隊は、学校等の児童・生徒に対し、非行防止、健全育成及び各種事件・事故の被害防止に資する特別授業(以下「安全学習支援授業」という。)を実施するものとする。

2 安全学習支援授業

安全学習支援授業のカリキュラムは、別に定める。

第4 安全学習支援隊員の指定等

1 安全学習支援隊長の指定等

- (1) 警察本部長(以下「本部長」という。)は、生活安全部少年課課長補佐(健全育成担当)を安全学習支援隊長(以下「隊長」という。)として指定する。
- (2) 隊長は、安全学習支援隊員(以下「隊員」という。)が、第3の1に掲げる任務を効率的かつ効果的に推進できるよう安全学習支援隊を統括する。
- (3) 隊長は、沖縄県教育庁、学校等との連携を密にし、学校等のニーズを把握した上で計画的に安全学習支援授業を実施する。

2 隊員の指定等

- (1) 本部長は、別表に掲げる職にある者を隊員に指定する。
- (2) 隊長及び隊員には、沖縄県警察安全学習支援隊員指定書(様式第1号)を交付する。
- (3) 本部長は、特に必要がある場合は、隊員以外の専門的な知識を有する警察職員に対し、安全学習支援授業を実施させることができる。

3 隊員の変更等

本部長は、隊長又は隊員が次のいずれかの事由に該当する場合には、指定を解除するものとする。

- (1) 人事異動により所属が変更になった場合
- (2) 健康上の理由により隊員を継続することが困難と認められる場合
- (3) その他の事由により隊員を継続することが不適当と認められる場合

4 隊員名簿の管理

生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)は、安全学習支援隊員名簿(様式第2号)を作成し、管理するものとする。

第5 隊員の派遣等

1 派遣等

少年課長は、学校等からの安全学習支援授業の要請を受けた場合は、隊員の中から適任者を選定し、安全学習支援隊員派遣要請書(様式第3号)により、当該隊員の所属長(隊員が少年課員の場合を除く。)に派遣要請を行うものとする。

2 結果報告

隊長及び隊員は、安全学習支援授業を実施した場合は、安全学習支援授業実施結果報告書(様式第4号)を作成し、速やかに少年課長へ報告するものとする。

第6 文書管理

1 安全学習支援隊に関する文書の保存期間は、5年とする。

2 安全学習支援隊に関する文書の管理は、沖縄県警察における文書の管理に関する訓令(平成14年沖縄県警察本部訓令第15号)の定めるところによる。

様式等省略